

北海道産業貢献賞（商工鉱業及び観光事業）
表彰事務取扱要領

1 趣 旨

この要領は、商工鉱業及び観光事業（以下、「商工鉱業等」という。）の組織活動を通じ、業界の発展に多大の貢献をした団体と、組織化の推進強化に努め、業界の振興に尽力した団体の役員及び経営の合理化、技術の向上、労使関係の適正化等事業に精励し、業績顕著な企業経営者並びに職務に関し成績優秀な従業員〔鉱業（坑内）関係従業員については、鉱山の生産及び保安技術の改善等により、生産性の向上に貢献のあった坑内優良従業員〕を表彰し、もって本道における商工鉱業等の振興と発展を図ることを目的とする。

2 表彰の方法

（１）表彰は、知事から被表彰者に対し表彰状を贈呈するものとする。

表彰の対象	表彰の時期
1 商工鉱業功労者	毎年 1 1 月
2 観光事業功労者	毎年 1 1 月

（２）前項に定める表彰の時期により難しい場合は、別に定めるものとする。

3 選考の基準

候補者は、次の各号のいずれかに該当するもので、かつ、人格識見、経歴等が優れたものであること。

（１） 団 体

10年以上活動している団体であり、商工鉱業等の組織化の推進と業界の振興に尽力し、その功績が顕著なるもの

（２） 団体の役員

同一の団体または関連の団体に引き続き15年以上にわたり団体の役員として、商工鉱業等の組織化の推進と業界の発展に貢献し、他の模範となる者

（３） 企業者

企業者にあつては、引き続き20年以上事業を経営し、次のいずれかに該当する者

ア 道内に事業所を有し、経営の合理化を図り、著しくその業績を挙げ、他の企業の模範となる者

イ 道内に事業所を有し、新製品の研究開発、技術の向上に努め、著しくその

業績を挙げた者

ウ 道内に事業所を有し、労使関係の適正化、従業員の福祉向上に努力し、著しくその業績を挙げた者

エ 海外市場の開拓又は道産品の輸出に著しく寄与した者

オ 道内に事業所を有し、生鮮食料品の流通を通じ、業界の発展に寄与し、著しくその業績を挙げた者

カ 観光事業の経営を通じ、業界の発展に寄与し、本道の観光振興に多大の功績をした者

(4) 従業員

従業員にあつては、同一の事業所に20年以上（鉱山の坑内従業者については、原則として同一事業所に10年以上）従事し、次のいずれかに該当する者

ア 職務に関し、有益な研究又は発明発見をした者

イ 業務に精励し、創意工夫により生産能率の向上に顕著な業績を挙げた者

ウ 職場内において、望ましい集団基準の確立に努力し、勤労尊重の気風を培い、他の模範とするに足る者

エ 鉱業の生産及び保安技術の改善研究に功績のあった者

オ 鉱業の生産性の向上に著しく貢献のあった者

カ 観光客の接客サービスの向上に努め、他の模範とするに足る者

4 表彰の対象外

前項の基準を満たす者であっても、次の各号の一に該当する者は、表彰の対象としないものとする。

(1) 破産者で復権を得ない者

(2) 刑事事件に関して、現に起訴されている者

(3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わった日から10年を経過しない者

(4) 罰金刑に処せられ、その執行が終わった日から5年を経過しない者

(5) 執行猶予付きの刑では、当該執行猶予期間を経過しない者

(6) その他表彰することが適当でない認められる者

5 被表彰者の決定

被表彰者は、総合振興局長及び振興局長又は団体の長の推薦した者のうちから真に表彰に値すると認められる者について、知事が決定するものとし、推薦は、次に掲げる書類によって行うものとする。

記

功績調書 (様式1、2、3、4号)

履歴書 (様式5号)

受賞環境調書 (様式6号)